

過疎対策等の推進に関する提言

過疎対策等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 過疎地域の指定に係る財政力の要件については、算定する年度を固定とせず、後年度においても随時算定できるよう改善し、要件を満たす市町村を追加して指定すること。
2. 生活関連社会資本等の整備を推進するため、辺地及び過疎対策事業債の所要額を確保すること。
3. 過疎対策事業債については、老朽化や統廃合等により解体を余儀なくされる公共施設の解体費用、道路法第 17 条第 2 項により市が管理する県道の整備費用、地域イントラネット及びケーブルテレビ事業（自治体出資の第三セクターも含む）の情報通信設備機器の更新費用を対象事業とするなど、市町村が幅広く利用できる制度とすること。
4. 過疎地域以外の地域にある事業用資産を譲渡して過疎地域内にある事業用資産を取得し事業を行う場合に、当該譲渡による譲渡益に対する所得税及び法人税の課税の特例措置について、その適用期間を延長すること。